# 貴社・事業所の基本情報

**問１－１．**貴社・事業所の概要

※個別の企業名，事業所名、担当部局名，担当者名等が特定される情報は一切公表致しません。

※ご記入いただいた個人情報はアンケート調査事業以外には使用致しません。

|  |  |
| --- | --- |
| 貴社・事業所 |       |
| 従業員数（☑を記入）※派遣や臨時も含む | [ ] 1-5，**[ ]** 6-20，**[ ]** 21-100，**[ ]** 101-1000，[ ] 1001-10000，[ ]  10001人以上 | 資本金 |      万円 |
| ご回答者の連絡先 | 所属部署：      |
| 氏名：      |
| 住所：     TEL：      FAX：      |
| E-mail：      |

**問１－２．**貴社・事業所が行っている木材関連事業について，**あてはまる番号全てに〇**をつけてください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| [ ]  | １ | 国内の森林（自社林を含む）での原木生産 |  | **※木材製品とは、製材品、合板、木質ボード、木材チップ、紙・パルプ、家具、文房具（ノート、鉛筆等）、割り箸など** |
| [ ]  | ２ | 海外の森林（自社林を含む）での原木生産 |  |
| [ ]  | ３ | 木材・木材製品※の第三国貿易 |  | *問１－２で6～15を選択した方は，問1-３もお答えください* |
| [ ]  | ４ | 原木の輸入 |  |
| [ ]  | ５ | 木材製品※の輸入 |  |
| [ ]  | ６ | 国内での原木流通 |  | **問１－３．**これらの事業の商品や原料となる木材・木材製品の入荷・購入先として**あてはまる番号全てに〇**をつけてください。 |
| [ ]  | ７ | 木材加工（製材，プレカット，合板や木質ボードなどの製造） |  |
| [ ]  | ８ | 木材を材料とする家具製造 |  |
| [ ]  | ９ | 木材製品※の国内流通 |  | [ ]  | １ | 国内の森林所有者または素材生産業者 |
| [ ]  | 10 | 木材を材料とする建築・建設 |  |
| [ ]  | 11 | 木材を原料とする紙・パルプ製造 |  | [ ]  | ２ | 海外から原木・木材製品を輸入している事業者（商社など） |
| [ ]  | 12 | 木質バイオマスを燃料とする発電 |  |
| [ ]  | 13 | 木材・木材製品※の消費者向け小売 |  | [ ]  | ３ | その他国内の事業者（原木・製材品流通事業者，建材事業者など） |
| [ ]  | 14 | 木材・木材製品※の輸出 |  |
| [ ]  | 15 | その他の木材・木材製品※を扱う事業 |  |
| 具体的に（      ） |  | *16の方は、2枚目以降の質問の回答は不要です。ご協力ありがとうございました* |
| [ ]  | 16 | 木材・木材製品※を扱っていない |  |

**問１－４．**貴社・事業所は**過去一年間**に**国産材またはその製品，外国産材またはその製品**を入荷・調達しましたか？**おおよその量**（年間丸太取扱量／原木投入量／原材料投入量／製品取扱量）を，**体積と金額の両方，または分かる方だけ**ご記入ください。

注：第三国貿易は除いてお答えください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | おおよその体積（単位に○をつけてください） | おおよその金額 |
| [ ]  | １ | 国産材またはその製品 |      [ ] 立米／[ ] トン |      万円 |
| [ ]  | ２ | 外国産材またはその製品（国内で加工された製品も含む） |      [ ] 立米／[ ] トン |      万円 |
| [ ]  | ３ | 由来が分からない木材・木材製品 |      [ ] 立米／[ ] トン |      万円 |

２を選択した方は、その外国産材の産地※として**主なものの番号全てに〇**をつけてください。また，**外国産材またはその製品の総入荷量の中での割合**をご記入ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 産地 | 外国産材またはその製品の総入荷量中の割合 |
| [ ]  | ４ | 北米 |      割 |
| [ ]  | ５ | 欧州 |      割 |
| [ ]  | ６ | 東南アジア |      割 |
| [ ]  | ７ | ロシア |      割 |
| [ ]  | ８ | その他地域 |      割 |
| 具体的に（      ） |
| [ ]  | ９ | 外国のどこの地域か不明 |      割 |

※「産地」とは木材が加工された場所ではなく，その木が生えていた場所とします。例：ロシアから中国に輸入された原木が，中国で木材製品に加工され，さらに日本に輸入された場合，その産地は「ロシア」。

# 違法伐採・取引由来の木材への認識

生産国の法律や条例に違反して木材を伐採したり，取引をしたりする「違法伐採・取引」が現在も根絶されておらず，生産国の自然環境や地域社会，公正な商取引に負の影響を与えています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **問２－１．**貴社・事業所ではこの状況をどのレベルで認識・共有していますか？ご存知の範囲でご回答ください。**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  | １ | 社長や役員、事業所の責任者レベルで認識・共有 |
| [ ]  | ２ | 入荷・出荷担当部署レベルで認識・共有 |
| [ ]  | ３ | 入荷・出荷担当者レベルで認識・共有 |
| [ ]  | ４ | 今回初めて聞いた |

 | **問２－２．**現在国内で流通している木材・木材製品の中には，違法伐採・取引された木材に由来するものが含まれていると思いますか？ご存知の範囲でご回答ください。**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  | １ | 国産材・外国産材双方に含まれている |
| [ ]  | ２ | 国産材には含まれている |
| [ ]  | ３ | 外国産材には含まれている |
| [ ]  | ４ | 日本で流通する木材・木材製品には含まれていない |
| [ ]  | ５ | 分からない |

 |

# 違法伐採由来の木材に関する貴社・事業所の対策

**問３－１．**貴社・事業所が入荷・調達している木材の中に，違法伐採・取引に由来する木材・木材製品が含まれる可能性があると思いますか？ご存知の範囲でご回答ください。**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  | １ | 可能性は否定できない |
| [ ]  | ２ | 含まれているとは考えられない |
| [ ]  | ３ | 分からない |

**問３－２．**貴社・事業所には，**違法伐採木材への対策**（入荷・調達されている木材・木材製品の中に，違法伐採・取引に由来するものが混入しないようにする）**を監督・担当している部署**もしくは担当者がいますか？**あてはまる番号全てに〇**をつけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  | １ | 環境・CSRに関する部署が監督している |
| [ ]  | ２ | 入荷・調達に関する部署が担当している |
| [ ]  | ３ | その他の部署が担当している（部署名      ） |
| [ ]  | ４ | 担当の部署は設けていないが，担当者を置いている |
| [ ]  | ５ | 特定の部署，担当者は設けていない |

**問３－３．**貴社・事業所では木材・木材製品の**合法性や持続可能性に関する入荷・調達方針**を定めていますか？**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  | １ | 特に定めていない |
| [ ]  | ２ | 策定しているが，社外に公開はしていない |
| [ ]  | ３ | 策定しており，社外に公開もしている |

**問３－４．**貴社・事業所が入荷・調達しようとしている木材・木材製品の中に，違法伐採・取引に由来するものが混入している可能性がある場合，どのように対応する方針になっていますか？**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  | １ | 違法伐採・取引由来の木材・木材製品であるか,購入先からの合法性証明書類を確認することに加え、詳細を問い合わせるなど十分確認し，入荷・調達の判断を行う |
| [ ]  | ２ | 違法伐採・取引由来の木材・木材製品であるか，購入先からの合法性証明書類をもとに入荷・調達の判断を行う |
| [ ]  | ３ | 自社が行っている入荷・調達が合法である限り，通常どおり取り扱う |
| [ ]  | ４ | 方針は決まっていない |

**問****３－５****．**林野庁「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年）」に基づく「**合法木材・木材製品**（※）」について，貴社・事業所の状況として**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

※「合法木材・木材製品」とは、法律や条例を遵守して生産・取引された木材・木材製品のうち，個別の製品の合法性が書面（証明書や伝票への記載）によって証明されたものをいいます。

林野庁ガイドラインでは，具体的な合法性の証明方法として，以下の3つが挙げられています。

* 森林認証を活用する証明方法（具体例：FSC, PEFC, SGECなど）
* 業界団体の自主的行動規範と，その認定を受けた事業者による証明
* 個別事業者の独自の取組による証明方法

合法木材供給認定事業者などの取引先から購入した，明らかに違法伐採・取引由来ではない木材・木材製品であっても，個別の木材・木材製品について合法性証明書類が付随していなければ，「合法木材・木材製品」とはならない点にご注意ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  | １ | 「合法木材・木材製品」の制度について理解しておらず、取り扱ったこともない |
| [ ]  | ２ | 自主的行動規範を制定した業界団体から認定を受けているが、実際に「合法木材・木材製品」の取り扱ったことはない |
| [ ]  | ３ | 現在「合法木材・木材製品」の取り扱っている |
| [ ]  | ４ | 以前は「合法木材・木材製品」を取り扱っていたが，現在は行っていない |

*以下問３－６から問３－１０は，問３－５で３または４を選択した方への質問です。
１，２を選択した方は，問4-1へお進みください。*

**問３－６．**貴社・事業所が林野庁ガイドラインに基づく「合法木材・木材製品」を取引している／した**理由や目的**として**あてはまる番号全てに〇**をつけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  | １ | 貴社・事業所の企業イメージ向上のため |
| [ ]  | ２ | 従業員の士気の向上のため |
| [ ]  | ３ | 環境団体からの要請があったため |
| [ ]  | ４ | 業界団体から要請・指導があったため |
| [ ]  | ５ | 国や地方公共団体への販売（公共調達） |
| [ ]  | ６ | 木材利用ポイントの活用 |
| [ ]  | ７ | 合法木材使用が要件となっている都道府県産材補助制度の活用 |
| [ ]  | ８ | 合法木材使用が要件となっている長期優良住宅普及促進事業の活用 |
| [ ]  | ９ | 合法木材使用が要件となっている地域型住宅ブランド化事業，グリーン化事業の活用 |
| [ ]  | 10 | 合法木材が要件となっている再生可能エネルギー固定価格買取制度の活用 |
| [ ]  | 11 | 海外への木材・木材製品の輸出に必要であったため |
| [ ]  | 12 | その他の理由や目的（      ） |

**問３－７．過去一年間**に貴社・事業所が**入・出荷**した木材・木材製品のうち，林野庁ガイドラインに基づく**「合法木材・木材製品**（合法性が書面で証明されたもの）**」は取扱量の何割**（0～10）**を占めましたか？**国産材，外国産材ごとにお答えください。

把握していない場合は「**不明**」，「木材・木材製品」の出荷・販売自体を行っていない事業者（建設やバイオマス発電など）は「**無し**」に○をしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 国産材またはその製品 | 外国産材またはその製品 |
| **入荷・調達**した木材・木材製品について | 「合法木材・木材製品」の割合（入荷・調達元が合法性を証明する書類を発行した木材・木材製品） |
|      割 | [ ] 不明 |      割 | [ ] 不明 |
|  |
| **出荷・販売**した木材・木材製品について | 「合法木材・木材製品」の割合（貴社自身が合法性を証明する書類を発行した木材・木材製品） |
|      割 | [ ] 不明/[ ] 無し |      割 | [ ] 不明/[ ] 無し |

**問３－８****．過去一年間に**、貴社・事業所が林野庁ガイドラインに基づく「合法木材・木材製品」を**入荷・調達**した際，その合法性をどのように**確認**しましたか？**あてはまる番号全てに〇**をつけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  | １ | 森林認証制度によって確認した |
| [ ]  | ２ | 自主的行動規範を持つ業界団体に認定された事業者からの合法性証明書類（合法証明書，伝票など）を確認した |
| [ ]  | ３ | 事業者独自の仕組みで確認した |
| [ ]  | ４ | 国産材について，国内の森林所有者や素材生産業者からの書類を確認した |
|  |  | あてはまる番号全てに〇をつけるか，自由にご記入ください。[ ] ①伐採届　　[ ] ②保安林伐採許可証[ ] ③その他（書類名：      ） |
| [ ]  | ５ | 外国産材について，生産国の政府や輸出業者からの証明書類を確認した |
|  |  | あてはまる番号全てに〇をつけるか，自由にご記入ください。[ ] ①輸出許可証（V-Legal，CDF2など）　　[ ] ②原産地証明書　　[ ] ③伐採証明書　　[ ] ④団体認定書（ロシアなど）[ ] ⑤その他（書類名：      ） |
| [ ]  | ６ | その他の確認方法（      ） |
| [ ]  | ７ | 過去一年間に合法木材・製品の入荷・調達はしなかった |

**問３－９****．過去一年間に，**林野庁ガイドラインに基づく「合法木材・木材製品」を**出荷・販売した**際，その合法性をどのように**証明**しましたか？**あてはまる番号全てに〇**をつけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  | １ | 森林認証制度によって証明した |
| [ ]  | ２ | 自主的行動規範を持つ業界団体の認定の下に，合法性証明書の発行や，伝票への記載を行った |
| [ ]  | ３ | 事業者独自の仕組みによって証明した |
| [ ]  | ４ | その他の証明方法（      ） |
| [ ]  | ５ | 過去一年間に合法木材・木材製品の出荷はしなかった |

**問３－１０．**貴社・事業所が林野庁ガイドラインに基づく「合法木材・木材製品」の取り扱いをする際に感じておられる課題・問題点として，**あてはまる番号全てに〇**をつけてください。その他を選択した方は、具体的に**ご記入ください**。

|  |
| --- |
| （１）購入・入荷時の課題・問題点 |
| [ ]  | １ | 書類などによって合法性が確認できる木材・木材製品の供給量が十分でない |
| [ ]  | ２ | 合法木材・木材製品は価格が高い |
| [ ]  | ３ | 合法性確認の書類を請求することに手間がかかる |
| [ ]  | ４ | 購入先からの合法性証明書類の信頼性に疑問がある |
| [ ]  | ５ | その他（      ） |
| （２）管理・加工時の課題・問題点 |
| [ ]  | ６ | 分別管理の手間がかかる |
| [ ]  | ７ | 帳簿管理の手間がかかる |
| [ ]  | ８ | その他（      ） |
| （３）出荷時の課題・問題点 |
| [ ]  | ９ | 合法性証明の書類を作成することに手間がかかる |
| [ ]  | 10 | 合法木材・木材製品の需要が少ない |
| [ ]  | 11 | 合法木材・木材製品を出荷しても収益上のメリットが無い |
| [ ]  | 12 | その他（      ） |

# クリーンウッド法への認識・対応

**問４－１．**平成２９年５月から「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称：クリーンウッド法）」が施行されます。クリーンウッド法について，回答者はご存知ですか？**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  | １ | 内容も含めてある程度知っている |
| [ ]  | ２ | 実施されることについては知っているが，詳細は理解していない |
| [ ]  | ３ | 知らない |

**問４－２．**クリーンウッド法は木材関連事業者に対し，合法伐採木材※を利用する努力を求めています。貴社・事業所はどのように対応する方針ですか？**あてはまる番号１つに〇**をつけてください

※「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  | １ | 合法伐採木材のみを入荷する |
| [ ]  | ２ | 合法伐採木材の入荷を始める。または入荷量を増加させる |
| [ ]  | ３ | 現状維持 |
| [ ]  | ４ | 施行状況を見てから判断する |
| [ ]  | ５ | クリーンウッド法を理解していないので分からない |
| [ ]  | ６ | その他の対応方針（      ） |

**問４－３．**クリーンウッド法では，合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じる事業者を「登録木材関連事業者」として登録する制度が設けられました（８条，１３条１項）。**登録木材関連事業者**制度について，貴社・事業所はどのように対応する方針ですか？**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  | １ | 全社として登録をする方針である |
| [ ]  | ２ | 事業や品目の一部を登録する予定である（第二種木材関連事業のみ可） |
| [ ]  | ３ | 登録制度を理解しているが，今のところ，登録をする予定はない |
| [ ]  | ３ | 施行状況を見てから判断する |
| [ ]  | ４ | 登録制度について理解していないので分からない |
| [ ]  | ５ | その他の対応方針（      ） |

**問４－４．**貴社・事業所にとって必要であると考えている**デューディリジェンス※**の内容は，**具体的にはどのようなものですか**？**あてはまる番号全てに〇**をつけてください。回答者のご意見で結構です。

※クリーンウッド法においては，原木購入事業者や木材・木材製品の輸入業者など川上の木材関連事業者（「第一種木材関連事業」を行う事業者）は，樹種名や伐採国，伐採国における法令の執行状況，流通経路なども確認するなどの措置（デューディリジェンス）をとることが求められています（同法６条および省令案「合法伐採木材などの流通及び利用の促進に関する法律施行規則（案）（平成２９年２月）」）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  | １ | 取り扱っている木材・木材製品やその入荷・調達先について，特に確認は必要ではない |
| [ ]  | ２ | 木材・木材製品についての，直接の入荷・調達先だけではなく，原産地までの流通経路全体についての合法性の確認 |
| [ ]  | ３ | 木材・木材製品についての，樹種や伐採地域などの情報の確認 |
| [ ]  | ４ | 生産国における伐採や取引に関する法令やその執行状況について，NGOなど第三者による情報の確認 |
| [ ]  | ５ | 木材・木材製品の入荷・購入先について，信頼性や登録木材関連事業者への登録、合法伐採木材の取扱い実績などの確認 |
| [ ]  | ６ | 入荷・調達先について，トレーサビリティシステムの導入状況など，合法性を担保するために必要なシステムの有無についての確認 |
| [ ]  | ７ | 入荷・調達先が，森林認証など合法性に関する第三者認証を取得しているかどうかの確認 |
| [ ]  | ８ | 分からない |
| [ ]  | ９ | その他の方法（      ） |

# 日本政府への要望

**問５－１．**クリーンウッド法では「国は，合法伐採木材等の流通及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。

特に**日本政府に求めたい具体的な措置**として，当てはまる**番号全てに〇**をつけてください。回答者のご意見で結構です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  | １ | 消費者への，「合法木材・木材製品」やクリーンウッド法の意義や内容の普及啓発 |
| [ ]  | ２ | 木材関連事業者への，クリーンウッド法の詳細に関する情報提供・相談の受付 |
| [ ]  | ３ | 木材・木材製品の合法性を確認できるデータベースの整備・提供 |
| [ ]  | ４ | 登録木材関連事業者を確認できるデータベースの整備・提供 |
| [ ]  | ５ | 登録木材関連事業者の優良な取組の公表 |
| [ ]  | ６ | 合法性確認や証明にかかるコストへの補助制度 |
| [ ]  | ７ | 合法木材・木材製品や登録木材関連事業者への税制上の優遇措置 |
| [ ]  | ８ | 登録木材関連事業者への建築に関する規制の緩和措置 |
| [ ]  | ９ | 日本国内の木材関連事業者に対する報告徴収，立入検査 |
| [ ]  | 10 | 生産地・生産国における合法証明制度やその信頼性に関する情報収集・公開 |
| 具体的な生産地・生産国（      ） |
| [ ]  | 11 | 生産国における合法性証明制度の整備や，その信頼性向上に関する国際協力・交渉 |
| 具体的な生産国（      ） |
| [ ]  | 12 | その他の措置（      ） |

**問５－２．**その他，クリーンウッド法など国の違法伐採対策に関するご要望やご提案などがありましたら自由にご記入ください。

|  |
| --- |
|       |

お忙しい中ご協力頂き，ありがとうございました。